

介護保険負担限度額認定の更新手続きをする皆様へ

介護保険負担限度額認定とは、低所得（市町村民税非課税世帯）の方が、介護保険施設への入所やショートステイを利用したときに支払う食費・居住費（滞在費）の負担軽減を図る制度です。
※負担軽減を希望する人は、毎年申請手続きが必要です。

令和7年度から介護保険施設の名称・居室の種別・サービスの種別を確認します

居室・サービスの種別については右のいずれかとなります。手続きの際は、事前に確認していただき、申請書の該当項目に○印を記載してください。

居室の種別	ユニット型個室・ユニット型多床室・従来個室・多床室
サービスの種別	特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護医療院・ショートステイ

対象になる人

次の(1)から(3)の全ての要件に該当する方

- (1)市町村民税非課税世帯（本人及び世帯全員）
- (2)世帯を別にしている配偶者がいる方は配偶者が非課税であること（内縁の方を含む）
- (3)預貯金等が右の基準に当てはまる人

預貯金などの基準

- | | |
|-------|-----------------------|
| 第1段階 | 単身1,000万円、夫婦2,000万円以下 |
| 第2段階 | 単身 650万円、夫婦1,650万円以下 |
| 第3段階① | 単身 550万円、夫婦1,550万円以下 |
| 第3段階② | 単身 500万円、夫婦1,500万円以下 |

対象になるサービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設（老人保健施設）
- ・介護医療院
- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・ショートステイ（生活介護・療養介護） など

負担限度額（1日あたり）

		第1段階 生活保護受給者 ／老齢福祉年金 受給者	第2段階 年金収入など※1 82.65万円以下	第3段階① 年金収入など※1 82.65万円超 120万円以下	第3段階② 年金収入など※1 120万円超	基準費用額※2
居住費	ユニット型個室	880円	880円	1,370円	1,470円	2,066円
	ユニット型個室的多床室	550円	550円	1,370円	1,470円	1,728円
	従来型 個室	老健・医療院・ ショート（療養）	550円	1,370円	1,470円	1,728円
		特養・ ショート（生活）	380円	880円	980円	1,231円
	多床室	老健・医療院・ ショート（療養）	0円	430円	530円	697円
		特養・ ショート（生活）	0円	430円	530円	915円
食費	施設入所者	300円	390円	680円	1,420円	1,545円
	ショートステイ利用者	300円	600円	1,030円	1,360円	1,545円

※1 公的年金等収入金額（非課税年金を含みます）＋その他の合計所得金額

※2 基準費用額は、国の定める標準的な金額を記載しています。実際の金額は施設が定める金額となります。

詳しくは、入所または利用されている施設にお問い合わせください。

☎ 介護保険課認定係 ☎ (0982)22 - 7071

利用者負担段階

	対象者の要件	負担限度額
第1段階	次のいずれかに当てはまる方 ○生活保護受給者 ○市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者	前頁の表 「負担限度額（1日あたり）」参照
第2段階	○次の全てに当てはまる方 ・本人および世帯全員（別世帯の配偶者も含む）が市町村民税非課税。 ・本人の合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金【遺族年金※・障害年金】の収入額の合計が年額 82.65万円以下。 ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。 ・本人の預貯金等の額が 650 万円以下。 （配偶者がいる場合は、夫婦で 1,650 万円以下。）	
第3段階①	○次の全てに該当する方 ・本人および世帯全員（別世帯の配偶者も含む）が市町村民税非課税。 ・本人の合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金【遺族年金※・障害年金】の収入額の合計が年額 82.65万円超え、120万円以下。 ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。 ・本人の預貯金等の額が 550 万円以下。 （配偶者がいる場合は、夫婦で 1,550 万円以下。）	
第3段階②	○次の全てに該当する方 ・本人および世帯全員（別世帯の配偶者も含む）が市町村民税非課税。 ・本人の合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金【遺族年金※・障害年金】の収入額の合計が年額 120 万円を超える。 ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。 ・本人の預貯金等の額が 500 万円以下。 （配偶者がいる場合は、夫婦で 1,500 万円以下。）	
第4段階 （基準費用額）	上記以外の方 ○市町村民税課税世帯である。 ○別世帯の配偶者が市町村民税課税である。 ○基準を超える預貯金等を保有している。など	施設との契約により 全額自己負担

- 対象者の要件に該当し、負担限度額認定証の交付（特定入所者介護サービス費の給付）対象となるのは、第1～3段階②の方で、第4段階の方には負担限度額認定証の交付はありません。
- 給付制限のかかっている期間は、第1～3段階②の方であっても、全額自己負担となります。
- 第4段階の方であっても、長期入所で条件を満たす方は減額となる場合があります。
- 原則として、施設には（基準費用額）－（負担限度額）の差額「特定入所者介護サービス費」を支給します。

認定を受けた方は更新手続きが必要です

課税状況等の対象要件を毎年審査します

- 負担限度額認定を受けている方の有効期間は7月31日までです。8月1日以降も引き続き負担限度額認定を希望する場合は、更新手続きが必要です。
- 7月31日までの申請において非該当となった方でも、課税状況等が変わることにより8月1日以降に介護保険負担限度額認定の対象になることがあります。負担限度額認定を希望する場合は、延岡市役所介護保険課または各総合支所市民サービス課で申請手続きが必要です。